

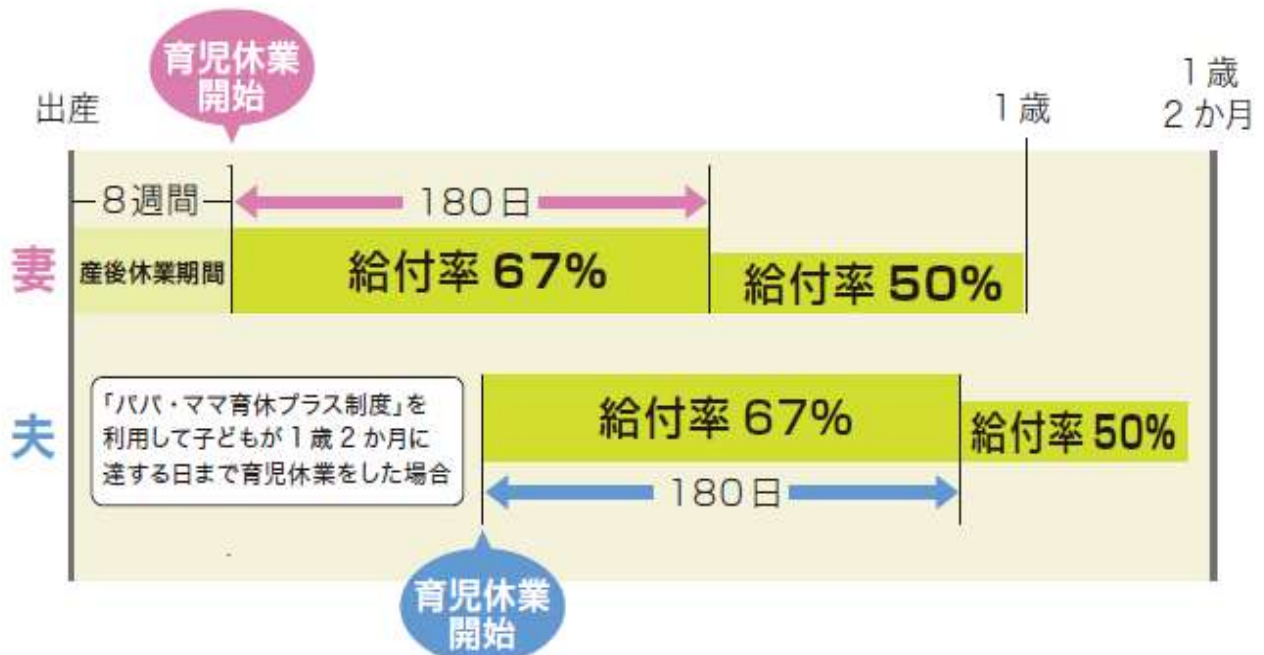
職場のワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長期休業中の経済的問題の解決は欠かせません。そのためさまざまな制度が構築されています。今回は、育児休業中の経済的支援についてご紹介いたします。

### 育児休業中の経済的支援

長期にわたる育児休業について、最大の経済的支援は雇用保険の育児休業給付金です。

## 育児休業給付金

### 支給額のイメージ



育児休業給付金は、雇用保険の被保険者\*が育児休業を取得した場合、支給されるものです。1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等の一定要件を満たした方が対象で、男性も支給されます。また夫婦共に育児休業を取得した場合、それぞれに支給されます。原則として休業開始時の賃金月額**の67%**、(育児休業開始から6か月経過後は**50%**)が支給されます。育児休業給付金は非課税のため所得税の控除はなく、次年度の住民税の算定基礎にもなりません。

※被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

- ・育休中に会社から一定以上の給与が出る、または就業している日数が一定以上であるなどの理由で、育児休業給付金が減額されたり、支給されない場合があります。
- ・育児休業給付金には上限額と下限額があります。支給率が67%のときの支給単位数期間1か月分としての上限額は301,299円、下限額は49,848円です。それ以降の上限額は224,850円、下限額は37,200円です。(この額は毎年8月1日に変更されます。)

社会保険に関しては、育児休業等（産前産後休業も含む）期間中の保険料免除があります。

## 社会保険(健康保険・厚生年金保険)の保険料免除

育児休業等期間中の社会保険料は、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する月の前月までの期間（ただし子が3歳に達するまで）について、被保険者負担分および事業主負担分ともに保険料が免除されます。年金額の計算に際しては、育児休業取得直前の標準報酬で保険料納付が行われたものとして取り扱われます。育児休業中、無給の場合は雇用保険の控除もありません。

以上の制度により、手取り賃金で比べると、休業前の約 8 割が支給されます。

また、事業主を助成金でサポートしています。

## 出生時両立支援コース

男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、その取組によって男性に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に助成します。

### 支給額

		中小企業	中小企業以外
①	1人目の育児取得	57万円(72万円)	28.5万円(36万円)
②	2人目以降の育児取得	a 育児5日以上 : 14.25万円(18万円) b 育児14日以上 : 23.75万円(30万円) c 育児1ヶ月以上 : 33.25万円(42万円)	a 育児14日以上 : 14.25万円(18万円) b 育児1ヶ月以上 : 23.75万円(30万円) c 育児2ヶ月以上 : 33.25万円(42万円)
③	育児目的休暇の導入・利用	28.5万円(36万円)	14.25万円(18万円)

※( )内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

※ 生産性要件や、1企業あたりの支給回数など詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

## 育児休業等支援コース

### 【①育児取得時・②職場復帰時】

「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に3か月以上の育児休業を取得させた場合、及び復帰後6か月以上雇用した場合に、中小企業事業主に助成します。

### 【③代替要員確保時】

育児休業取得者の代替要員を代替要員を確保し、育児休業を3か月以上取得した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します。

### 【④職場復帰後支援】

育児からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6か月以内に一定以上(A:20時間、B:3万円)利用させた中小企業事業主に助成します。

### 支給額

		中小企業	
①	育児取得時	28.5万円(36万円)	
②	職場復帰時	28.5万円(36万円)	職場支援加算19万円(24万円)
③	代替要員確保時(1人当たり)	47.5万円(60万円)	有期労働者加算9.5万円(12万円)
④	職場復帰後支援	(制度導入) 28.5万円(36万円)	(制度利用) A 看護休暇制度 1,000円(1,200円)×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助

※①②は1企業2回まで(無期雇用者、有期雇用者)支給。③は1企業当たり1年度10人まで5年間支給。

④A・Bは最初の支給申請日から3年以内に5人まで。さらに1企業当たりAは200時間<240時間>、Bは20万円<24万円>が上限。

※( )内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。生産性要件や、中小企業の範囲など詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

※両立支援等助成金の最新情報は、厚生労働省HPでご確認ください。

ご不明な点、詳細は最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)までお問い合わせください。

## 両立支援等助成金に関する厚生労働省HP

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/)

### <個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「行動計画の更新」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員(特定社会保険労務士)がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060